

第38号議案

蒲郡市国民健康保険税条例の一部改正について

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

平成30年6月13日提出

蒲郡市長 稲葉正吉

蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

地方税法施行令の改正等に伴い、所要の改正を行うため提案する。

## 蒲郡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

蒲郡市国民健康保険税条例（昭和32年蒲郡市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「54万円」を「58万円」に改める。

第26条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第27条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当たり」に改め、「をいう。）」の次に「の提示を求められた場合には、これ」を加える。

第29条第1項の表第6号中「49万円」を「50万円」に改める。

### 附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第2項ただし書、第26条及び第29条第1項の表第6号の規定は、平成30年4月1日から適用する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の蒲郡市国民健康保険税条例の規定（第27条の2第2項の規定を除く。）は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。